

広報あつぎ

広報あつぎ 特別号

平成29年(2017年)1月15日

編集・発行／厚木市政策部広報戦略課
〒243-8511 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
TEL.046-223-1511(代) FAX.046-223-9951
www.city.atsugi.kanagawa.jp

抜き取って
お読みください

—特集—

税の申告

目次

- 2面…市民税・県民税の変更点／納付方法
- 3面…所得税の確定申告／申告書作成会と無料相談
- 4面…申告会場と日程／申告書作成に必要なもの／郵送での申告受け付け

市民税・県民税の申告

受付期間 2月1日(水)～3月15日(水)
(土・日曜、祝日を除く)

会場と日程は4面参照
問 市民税課 ☎225-2010

税は、私たちの生活を支える大切な財源です。申告には、市への市民税・県民税の申告と、税務署への所得税・復興特別所得税(以下、「所得税」)の確定申告(3面参照)があります。正しく早めに済ませましょう。

申告書の提出

賦課期日(平成29年1月1日)に市内在住の方は、市民税・県民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は必要ありません。

- ①所得税の確定申告をする方
- ②収入が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- ③収入が公的年金のみで、支払者から市に年金支払報告書が提出されている方

所得税の確定申告が必要ない方で、給与または年金の源泉徴収票に記載された控除以外の控除がある方は、市民税・県民税の申告をすることで税額が下がる場合があります。

申告が必要か分からない場合は、2面の「税申告簡易判定表」をご覧ください。

収入がない方

市民税・県民税申告書の「収入がなかった方の記入欄」に記載して提出するだけで簡単に申告できます。保険料の算定などの資料にもなるため、収入がなくても申告してください。申告がないと「収入がない」ことが把握できず、各種行政サービスを適切に受けられない場合があります。

申告がないと影響が出る例

- ①課税・非課税証明書(所得証明書)の発行がすぐにできません(受付期間後に申告した場合、証明書の発行までに数日から2か月程度かかる場合があります)。
- ②市民税・県民税や各種保険料の金額が、当初決定額から変更となる場合があります。
- ③国民健康保険料の軽減判定がされず、保険料が高く通知される場合があります。
- ④児童手当など各種手当の受給や補助金、保育料の算定に影響が出る場合があります。

公的年金収入がある方

公的年金の収入が400万円以下で公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円以下の方は、所得税を納めるための確定申告は不要です。

ただし、医療費や生命保険料、地震保険料、その他の控除があり、源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には申告が必要です。

確定申告をしない場合でも、65歳未満の方で105万円、65歳以上の方で155万円を超える公的年金収入があり、次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です。

- ①公的年金に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある
- ②公的年金から特別徴収されている社会保険料以外に、支払った社会保険料がある
- ③生命保険料や地震保険料、医療費などの控除がある
- ④年金支払者に届け出ている扶養親族以外に扶養する親族がいる

遺族年金・障害年金(非課税所得)の収入のみの方は、市で所得を把握できませんので市民税・県民税の申告が必要です。また、年金支払者に住民登録地以外の住所を届けている方も市民税・県民税の申告が必要な場合があります。

申告はお近くの公民館へ

受け付けは2月1日から始まり、2月3日からは15地区の公民館を巡回します。3月9日以降の市役所会場は大変混雑しますので、公民館での申告が便利です。会場と日程(4面参照)を確認し、お間違いのないようご来場ください。

申告書の作成には、所得を証明する源泉徴収票や、控除を受けるための各種証明など(4面「申告に必要なもの」参照)が必要です。スムーズに申告するため、必要な書類を早めにそろえましょう。届いていない資料がある場合は、発行機関など(表1参照)にご確認ください。

市民税・県民税申告書は、1月下旬から市民税課、各公民館、本厚木駅連絡所(えきちょこ)、愛甲石田駅連絡所で配布します。



社会保険料控除の申告に使用する証明(ハガキ)など(表1)

控除対象	証明書など	問い合わせ先
国民健康保険料	社会保険料控除額のお知らせ	閩国保年金課 ☎225-2123
介護保険料		閩介護保険課 ☎225-2393
後期高齢者医療保険料	※発送は1月中旬	閩国保年金課 ☎225-2223
国民年金保険料	控除証明書	閩ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル ☎0570-058-555 厚木年金事務所 ☎223-7171(代)

29年度納税通知書の発送時期

市では、提出された市民税・県民税申告書や確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書などに基づいて税額を計算します。

サラリーマンなど給与からの特別徴収(差し引き)で納付する方は、5月下旬～6月に勤務先から税額決定通知書が配付されます。

納付書や口座引き落としで納付する方や、年金からの特別徴収で納付する方には、6月中旬に納税通知書兼決定通知書を送付します。

申告書には

個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

29年度分以降の市民税・県民税の申告をする際、申告書に個人番号(マイナンバー)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

《本人確認書類の例》

- 1 個人番号カード(マイナンバーカード)
- 2 個人番号通知カード+身元確認書類※
※運転免許証、健康保険被保険者証など(写真付きではない書類の場合は、2点必要)

平成29年度分 市民税・県民税の申告受け付け 会場と日程

市役所会場は混雑が予想されます。公民館での申告に協力をお願いします。お住まいの地区に関係なく、どの公民館でも申告できます。日程を確認の上、ご来場ください。郵送での申告もご利用ください。

市民税課（本庁舎2階5番窓口）では、所得税の確定申告に関する相談や申告は受けられません。公民館や市役所（本庁舎4階大会議室）の申告会場では、給与所得者や年金所得者の簡易的な申告に限り、確定申告を受け付けています。

- 次の確定申告をする方は、税務署（3面参照）で申告してください。
- ①事業所得、不動産所得、譲渡所得、配当所得、一時所得、雑所得（公的年金所得を除く）、退職所得などの申告
 - ②所得の合計額が2000万円を超える申告
 - ③雑損控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、損失の繰越控除の申告
 - ④海外に住む方を扶養親族とする申告
 - ⑤医療費控除の申告で、領収書の返却を希望する場合
 - ⑥28年分以外の申告
 - ⑦準確定申告（亡くなった方や海外に転出する方などの確定申告）

15地区公民館会場

2月3日（金）～3月6日（月）
受付時間 9時～15時

厚木北 2月3日（金） ※車での来場はご遠慮ください。 	厚木南 2月6日（月） ※車での来場はご遠慮ください。 	睦合北 2月7日（火） 	睦合西 2月9日（木）
小 鮎 2月10日（金） 	依知北 2月13日（月）・14日（火） 	相 川 2月15日（水） 	睦合南 2月16日（木） ※車での来場はご遠慮ください。
依知南 2月17日（金） 	荻 野 2月20日（月）・21日（火） 	南毛利 2月22日（水）・23日（木） 	玉 川 2月27日（月）
愛 甲 2月28日（火） ※車での来場はご遠慮ください。 	緑ヶ丘 3月2日（木） ※車での来場はご遠慮ください。 	森の里 3月6日（月） ※車での来場はご遠慮ください。 	※29年度分以降の申告をする際には、個人番号（マイナンバー）の確認が必要となりました。このため、手続きに例年以上の時間がかかることが予想されますので、ご理解とご協力をお願いします。

市役所会場

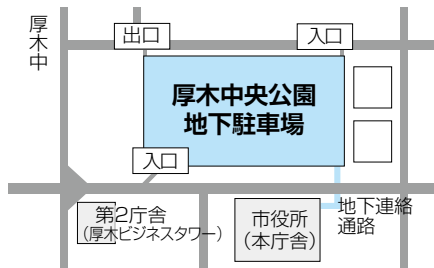
本庁舎4階大会議室
3月9日（木）～15日（水）
受付時間 9時～16時
 〈土・日曜を除く〉

2月1日～3月8日は、市民税・県民税の申告のみ市民税課（本庁舎2階5番窓口）で受け付けます（土・日曜、祝日を除く）。

車でお越しの方は厚木中央公園地下駐車場をご利用ください。

申告での利用は無料です

駐車場整理券を申告会場にお持ちください。



市民税・県民税の申告に必要なもの

◆会場で申告書を作成する場合は、次の書類などをお持ちください。

- 市民税・県民税申告書（市から郵送された方）
- 印鑑
- 本人確認書類
個人番号カードなど（1面参照）
- 所得を証明する書類（添付が必要）
給与所得者、年金所得者は源泉徴収票または支払者の証明書（ない場合は給与明細や給与が振り込まれる口座の預金通帳）など収入が確認できる書類
- 控除を証明する書類（添付が必要）
社会保険料（1面表1参照）、生命保険料、地震保険料など各種控除証明書、医療費控除には領収書など支払った金額が確認できる書類

郵 送

宛先 〒243-8511 厚木市役所 市民税課 行 ※所在地の記載は省略できます。

ご自身で市民税・県民税申告書を作成できる方は、郵送での申告が便利です。投函する前に記載事項と関係書類を確認してください。申告内容を問い合わせる場合があるため、電話番号を必ず記入してください。申告書受付書が必要な方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、所得税確定申告書の送付先は厚木税務署（3面参照）です。

